

○ 農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 2 貸付資格の認定 1 農業改良措置に関する計画 (1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画 農業改良措置に関する計画の内容は、法第 6 条第 2 項及び農業改良資金融通法施行規則（平成 14 年農林水産省令第 57 号）で定めるところであり、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）の<u>第 3 の 1 の (2)</u>において定める経営改善資金計画書に含まれるため、都道府県知事（以下「知事」という。）は当該計画書により貸付資格の認定を行うものとする。 (2)・(3) (略) 2 (略)	第 2 貸付資格の認定 1 農業改良措置に関する計画 (1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画 農業改良措置に関する計画の内容は、法第 6 条第 2 項及び農業改良資金融通法施行規則（平成 14 年農林水産省令第 57 号）で定めるところであり、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）の<u>第 3 の 1 の (1)</u>において定める経営改善資金計画書に含まれるため、都道府県知事（以下「知事」という。）は当該計画書により貸付資格の認定を行うものとする。 (2)・(3) (略) 2 (略)

附 則

この通知は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。